

**男女共同参画審議会 会議経過要旨**

会議名	令和5年度第2回木津川市男女共同参画審議会				
日時	令和6年2月29日(木) 午後2時から4時	場所	女性センター 講習室・軽運動室		
出席者	委員 ■: 出席 □: 欠席	第1号委員 (学識経験者)  第2号委員 (市民)  第3号委員 (各種団体の代表者)  第4号委員 (公募に応じた市民)	■ 有賀 やよい委員(会長) □ 磯谷 薫委員  ■ 須田 利夫委員(副会長) ■ 藤井 千賀委員 ■ 藤澤 正典委員  ■ 赤穂 海佳委員 □ 森川 泰行委員 ■ 田中 真理子委員 ■ 角谷 明子委員  ■ 小栗 一恵委員		
	庶務 (事務局)	前川市民部長、五十嵐課長、礒田所長、木村係長			
傍聴者	なし				
議題	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 部長挨拶 4. 議事 (1) 令和5年度及び令和6年度木津川市男女共同参画推進事業について (2) 第2次木津川市男女共同参画計画における進捗状況について (3) 第2次木津川市男女共同参画後期計画について (4) その他 5. 閉会				

会議結果 要　旨	<p><b>1．開会</b> 事務局より、開会を宣言した。</p> <p>配付資料について、事務局より確認した。</p> <p>資格審査について、事務局より報告した。</p> <p><b>2．会長挨拶</b> 会長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。</p> <p><b>3．部長挨拶</b> 市民部長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。</p> <p><b>4．議事</b></p> <p>(1) 令和5年度及び令和6年度木津川市男女共同参画推進事業について (配布資料No.1) 事務局より、資料を基に説明した。</p> <p>(2) 第2次木津川市男女共同参画計画における進捗状況について (配布資料No.2) 事務局より、資料を基に説明した。</p> <p>(3) 第2次木津川市男女共同参画後期計画について (配布資料No.3) 事務局より、資料を基に説明した。</p> <p>(3) その他</p> <p><b>5．閉会</b></p>
-------------	--

<b>会議経過 要　旨</b>	<p><b>1．開会</b></p> <p>会議結果要旨のとおり。</p> <p>配布資料について確認した。</p> <p><b>【資格審査報告要旨】</b></p> <p>本日、委員10名中出席者8名で、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定「半数以上の出席」を満たしているので、本会議は成立することを報告する。</p> <p><b>2．会長挨拶</b></p> <p>男女共同参画の視点で見ると、幸いにも木津川市では子どもの数が凄く増えていますが、日本全体でみると出生数が75万人をきったということで、少子高齢化が益々進行しつつあるという状況の中、こども家庭庁というのもできましたけれども、そんなにすぐ有効な数字を上げる施策もなかなか見つからず、やはり地道に今まで私たちが議論を続けてきたようなことを各地域の中で進めていくということが大事ではないかと思います。</p> <p>今年の1月1日に大きな地震が能登半島で起こり、弱い立場の女性や子どもに対して国は特に解決策もなく、地域の人達が復興に向けて地道に努力されている姿を目にしておりますが、この審議会は資料から見ると少しづつ歩みを前進しているのかなと思います。</p> <p>次年度は後期計画の策定ということでアンケート調査を実施することになっています。この5年に1回されているアンケート調査では、男女共同参画に関する市民の意見も変わってきて、役割分担というよりも一人一人の個性に合わせて分業していくとか、性差別は絶対にいけないということもでてきたりするのではないかでしょうか。また、それに向けて皆様に良いアイデアも出し合っていただき、少しづつ歩みを進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p><b>3．市民部長挨拶</b></p> <p>令和6年4月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されますことに伴いまして、今後、施策の取組について、国や府を参考にしながら考えてまいりたいと思っております。</p> <p>また、令和3年3月に策定いたしました第2次木津川市男女共同参画計画の中間見直しを行うため、令和6年度には、市民・事業所へのアンケート調査、令和7年度に後期計画の策定を予定しております。</p> <p>今回は、令和5年度最後の男女共同参画審議会となりまして、男女共同参画計画の進捗状況などについて、ご報告をさせていただきます。委員の皆様には、さまざまご意見をいただき、更なる事業の質向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。</p>
---------------------	--

今後とも、男女の性別役割分担意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し合い、誰もが生きがいを感じられる男女共同参画社会の実現のため、委員の皆様の、より一層のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

### 【議長選出】

議長選出について、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第13条第3項の規定に「会長は、会務を総括し、審議会を代表する。」とあるので、以下の議事進行について、有賀会長よろしくお願いします。

## 4. 議 事

### (1) 令和5年度及び令和6年度木津川市男女共同参画計画推進事業について

(配布資料No.1)

事務局より、令和4年度及び令和5年度木津川市男女共同参画推進事業について、資料を基に説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり。

議 長： たくさんの事業がありますが、具体的に記載していただいてイメージがつかみやすい資料になっています。次年度は女性センターまつりとキラリさわやかフェスタが同日・同場所開催で設定されたということで凄く楽しみです。男の料理教室は講座数が増えて全6回という充実した内容になるということですね。

委 員： デートDVのことですが、先日、社会福祉協議会の子育て勉強会に参加してきました。子どもに対する性の多様性というテーマで、性教育についてのお話でした。今は学校もオープンになってきていて、男女一緒に小さい時から教育されているようです。性教育というのは健康教育であり人権教育に繋がっていくということで、その時は助産師の先生がお話をされて、デートDVの話も中学校でされているということでした。学校側では様々な心配もあるのかもしれません、できるだけ多くの中学生に聞いてもらって、小さい時から自然に身につくよう活発に取り組んでいった方が良いと思います。デートDVの事業は1年に1回実施されているのですか。

事務局： 学校側のスケジュールの関係でなかなか引き受けてくださる学校がなくて年1回の実施をしています。

委 員： 社協の子育て勉強会は参加して凄く良かったです。こちらでお話を伺っていると、このデートDV事業とまた別かなと感じたので、合体させられるともっと良いものになるかなと思いました。木津川市では他にこのような事業をされているところはありますか。

事務局： 南陽高校と木津高校ではデートDVの講座を毎年されてるということで聞いております。

委員： デートDVとなると範囲が凄く狭くなるのですが、結局ジェンダーというのは、男とか女じゃなくて人が人を大事にする。あなたがされたくないことはしちゃダメなんだよというお話を凄く分かりやすくしていただきました。

事務局： 今、委員がおっしゃったように、まずは自分の体は自分で守るということが1番大事なことですと講師が説明されてるのを私も今年度聞かせていただきました。高校では先ほど事務局が説明させていただいたように、毎年取り組まれており、我々も様子をお伺いさせていただきました。小学校や中学校の先生は、実際に虐待を受けている児童がいる場合、教師としてどのようにフォローしていくかというところまでをしっかりと見据えて受けさせないといけないと考えておられるようです。ただ、今のこのご時世、子どもたちは簡単に色々な情報を入手できる時代になってきていますので、先程、委員がおっしゃったように早い段階から正しい知識を身につけるということは大事なのだと思っているところです。学校では、色々な問題を持っているそれぞれの家庭環境を把握した上で、統一的に受けさせる内容としてどのようなものが良いのかと慎重になっておられる現状かなと思っているところです。

そしてDVとは若干違いますが、ジェンダーや性の多様性の理解など、命の大切さを伝える学習の機会というのは、法に基づいて進められています。

議長： 例えば保健の授業でどこまで教えるかということも、それぞれの年によって順番が決まっていると思います。

内容をどこまで広くするかということもあります、来年度についてはまず学校であったり、保育所や幼稚園、こども園の先生に集まって聞いていただき、こんな視点でのデートDVの話をしてほしい、その時間を作りたい、心と体を大事にするということなど、色々な前向きのご意見が出た時に、もう一度この学習の機会を、どこに焦点をあてるのかということも含めて考えていきたいと思います。

委員： 小学校4年生の段階では保健の授業でジェンダーのこと、体の作りから性交渉のことまで習います。それが今の現場の授業です。

議長： 学校側としては、性被害を受けた子どもがそれを聞くことによって、余計に心を閉ざしてしまって生きにくく感じてしまわないようなどのような配慮が必要か先生と生徒、親と子、大人と子どもの向き合い方や伝え方なども含めて教えていただけるような学習機会があれば良いかなと思います。

## (2) 第2次木津川市男女共同参画計画における進捗状況について

(配布資料No.2)

事務局より、第2次木津川市男女共同参画計画における進捗状況について、資料を基に説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり

事務局： 第2次男女共同参画計画では3つの基本目標、10の重点目標、28の施策の方向、84の具体的施策を挙げております。

その84の具体的施策に対して各課での取り組み状況を庁内各課に照会をかけまして回答を得たものをまとめております。

こちらの調査票はA.実施できた・B.一部実施できた・C.実施できなかったという各担当課の目標に沿って担当課が評価しています。

資料2の6-2番について、担当課が農政課でA評価となっています。こちらは昨年議題に上がっておりましたが、令和4年10月に改選があり、それぞれ19名ずつになったそうですが、令和4年4月1日現在は農業委員18名と農地最適化推進委員18名を合わせて36名中女性委員は1名でございました。これについてはA評価でいいのかと思い、農政課に詳しく話を聞きましたら、昨年同様、なかなか女性が出にくいとのことでした。農業委員の選任について山城町はあまり変動がなく、木津と加茂は順番で回っているようだということでした。ご夫婦で農業をされていても表に出てこられるのは夫さんだそうです。女性がメインでされてるのは少なくて、推薦や自薦などはなかなか難しいようだということと、今は女性の農業委員で赤穂委員がおられますか、何年も女性の農業委員はおられなかったという経緯があると担当から聞いています。

議長： 農地の所有者でないと農業委員になれないと聞いたことがあるのですが、それは古いのですかね。

事務局： 木津、加茂については順番だと聞いています。担当課としては、A評価となっていますが、この審議会ではB評価ではないかというご意見もあるかもしれませんので、また評価についてお聞かせいただけたらと思っています。

39番について、担当課は危機管理課で、昨年度調査ではコロナ禍で活動ができなかったということでCでしたが、今年度調査では消防団員の募集等の啓発活動や年末警戒及び出初式に参加等、各種行事や啓発活動に参加したということでAとなっています。

ちなみに今年度の調査票で評価がCの項目はありませんでした。

次に57番について、担当課は施設整備課でBです。話を聞きましたところ、市営住宅の入居枠が少ないということで、耐震や老朽化の問題で今現在は木津の下川原と加茂の兎並団地の2団地のみが市営住宅の募集をしているそうです。他の市営住宅については、現在は住んでおられる方が退去された場合、新たに募集は行っていないということで、市営住宅の入居は大変狭き門であるようです。南部7市男女共同参画担当者会議というのがあり、宇治、城陽、長岡京市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市の7市の男女共同参画担当が年2回ほど集まって、それぞれ情報交換等を行っている会議が

	<p>あります。そこでは他市もやはり同じような状況で市営住宅におけるDV被害者の優先入居は難しいと言っておられました。以前、府営住宅に住みたいとの相談があった時に、京都府家庭支援相談センターにDV被害者を優先入居させてもらえるのか尋ねたところ、府営は枠があるということでしたが、駅から遠いことや建物が新しくないということで、なかなか入りたいという方が少ないと言っておられました。</p>
議長：	全序的な調査ということで、協力を得るのも時間がかかることだったと思います。担当課が自己評価されることと、私達から見てまだだだと思うことはたくさんあるかと思います。
	他に、先程の農政課に関することで何かございませんか。
委員：	地域で活躍されている農業者の推薦についても私自身も声掛けをしていかないといけないかと感じています。
議長：	今、30代や40代の若い農業者でご夫婦で共に農業に参加されている方は多いのですか。
委員：	40代以降の方はおられたと思います。
議長：	ご夫婦で農業をされていても、農業委員になるのは一家に1人ですよね。
委員：	ご夫婦でもされているかもしれません。
事務局：	農業委員は毎月会議があって結構忙しいので成り手が少ないと担当課が言っていました。
委員：	農地転用とか開発の関係等で農業委員会が承諾をしたりするので、割と責任が関わってきます。農地の売買をする時に農業委員さんの判断が必要になったりと、だからそう安易に引き受けていただけるものではなく、男性でも引き受け手が少ない状況の中、更に女性となると難しい。農業委員の世界では非常に厳しいと思います。全国の農業委員数のデータを見てみましたが、女性0の農業委員会が結構ありました。国も頑張って増やそうとしているみたいですけども、それでも0のところも多い中で、結果的に木津川市は0ではなく1名おられるというのは、ある意味少し前に進んでいるのかもしれません。ただ、男女共同参画計画の推進では、市がどのようにして女性に参画していただけるのか努力をしていく結果だと思いますので、女性1名に入っていただけのことになった経緯が、市が農業委員さんを啓発する中で入っていたことになったのか、順番が回ってきて結果的になっただけなのか、それによって評価のつけ方がある意味変わってくるのかと思います。
議長：	確かに、数だけを見て進んだとか遅れてるとかは、私達が高みから見て判断できることではないと思います。ここは、とりあえずそのままAとしておいて、以前は0だったが今は1になったこと 자체が評価できるのではないかと思います。防災でも毎年これだけの被害が起こると、女性の視点が入っているのか、小さな子どもを連れ

てるので大変だとか、避難所の在り方を報道でも言われていますので、まだまだ声を上げていくことが大事だと思いました。

教育委員会の中で遺跡や文化財を保護する委員会があり、教育委員会は5人中2人が女性ですが、そこは0でした。その前の年は1名おられたので、それについてはいかがなものかと声をあげましたが、文化財や歴史に詳しい専門家の学者さんの中でも、元々は女性が少なく、今後は公募委員で女性の声も入れるようにしていくと答えていただきました。それぞれの担当課のお仕事の内容によっても変わってくるのは当然だと思いますし、それを広げていく方向でみなさんと協力し、まずご理解を得る必要はまだまだあるのかなと思います。

委 員： この調査票を審議会としてはどのように扱うのかわからなかつたので、キラリさわやかプランを見ましたら、68ページの2番の計画の進行管理の2行目の「結果は、木津川市男女共同参画審議会に報告し、意見を求め、計画目標の実現に努めます。」毎年、点検・評価の一環としてやっているのですけれども、この調査票は、各担当課が自己評価をして報告し、女性センターでまとめていただいたものをこの審議会で報告いただき、一定関係課の方にフィードバックしていただくというようなことをしながら最終的に目標の実現をしていくというようなローリングをかけているということだと思います。基本的には担当課が自己評価をして啓発等を行い、できるだけ努力していくということ、市の施策をするにあたって全ての施策に男女共同参画の視点というのがどうしても入ってくるので、そういう思想をできるだけ機会があるごとに伝えていく。その伝える主本の一つとして、このような報告もいただくような形で、引き続き努力をしていただいたら良いのかなと思っています。具体的な施策というのはこのプランに入れてあるのですけども、その横の事業内容というのは具体的な施策に応じて担当課が毎年考えていくことになるのですね。

委 員： 担当課が考えたものに対しての実施結果と自己評価として、できたかできていないか位置づけですよね。事業内容というのも毎年それなりに努力をして少しでも前へ進めていける形になっていくべきなのでしょうね。ただ、実際は毎年同じ文言でそのままになっているのが多いのかなと思いますが、思想としてはそういうことかなと思います。2ページ目の9番からは主に観光商工課の関係になっていて、例えば9-2の具体的な施策としては助成金の活用促進ということで、事業内容促進を目指すという啓発をしていくということになってくると思うのですけども、実施結果はB評価で、チラシやリーフレットの配架をしているということですが、これも啓発の一環になってきて、それで情報提供を行うということでしたら、別にA評価でも良いのかなと思ったりします。ただ、Aのところもあったり

Bのところもあったりと、同じ文言の中でもバランスが取れていな  
い。この調査票も公表することになるので、実施結果の文言が同じ  
でも、Bになったのは何がどう弱かったのかなど、もう少し具体的  
に書いていただいた方が分かりやすいと思いました。

委 員： 私も同じところで引っかかっていて、配架していてBで、引き続  
き同じことをするだけならBからAになる道筋はなく、同じことを  
続けたら永遠にBなので、どうしたらAになるのかを検討していく  
必要があるかと思います。

委 員： リーフレット等の配架だけではなく、仮に商工会や事業所へ行き、  
このような制度がありますのでご利用くださいと配架していくとか、  
実際計画を立ててもらうように言うのは市ではなく労働局や府  
の仕事かもしませんが、そのようなことも含めて積極的に啓発し  
ていく。単にアリバイ作りとして書いてるということだけではなく、  
市として出来る事があるのではないかという思いとしてあります。

それと、審議会の男女比の比率で、委員改選時期は、結局同じよ  
うなことをやっておられた方や、人が変わっても結局は男性がなる  
という傾向があるので、できるだけ早め早めに女性の登用という意  
識をもってもらえるようにしないとなかなか変わっていかない。改  
選時期になってバタバタと次は誰になってもらうと慌てて決めてい  
くのが通常になっているのかなと思いますので、先読みしながらや  
っていく必要があるのではないかと思いました。女性の意見が公平  
に入るようバランスを取らなければならぬような審議会と、男女  
関係なく専門の方の意見が反映されるべきものという審議会と、強  
弱があると思います。それこそ防災会議の関係では女性の意見も入  
れるべきでしょうし、あて職的に男性ばかりになっていたり、比率  
が高いというようなことわざったりするので、そういうところは特  
に担当課に十分理解してもらう必要があるのかなあとthoughtいました。

議 長： 行政の事を色々とよくご存じですね。府や国のリーフレットを配  
るということも、必要な市町村の仕事だと思います。配ったり配架  
するだけでなく、イベントの時に置いてもらう場を1つ増やすだけ  
でも良いし、逆にこちらのイベントの時に観光にも役立つリーフレ  
ットなどがあれば、たくさんお客様が来られる時に希望される方  
には配りますよという、ちょっとしたやり取りでも課と課の連携に  
ならないか。他課が何をやっているのかわからないとお互いが思  
っているよりも、そういうところで繋がっていくのも良いのではないか  
と思います。またそういうこともご検討ください。キラリさわや  
かプランで出てきた数値について、一部の数値については長々と議  
論したこともありましたが、私的に最近ではあまり数値ではなく実  
感としてどうなのかということに重きを置きたいなと思っています。

### (3) 第2次木津川市男女共同参画後期計画について

(配布資料No.3、資料No.4)

事務局より、第2次木津川市男女共同参画後期計画について、資料を基に説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり

議長： 後期計画ですが、このキラリさわやかプランと大筋そんなに変わらず、必要なことを新たに付け加えるということになるかと思いますが、その時にご意見を伺いたいので、委員の皆様よく読み込んでいただきたいと思います。行政の全てを網羅したようなことを、この少人数のスタッフと委員でやろうというのですから時間的には大変だと思います。5年となると世の中が随分変わり、特にこの5年前というのはコロナがなかった時代ですから、コロナによって社会が随分変わったり、人との距離感が変わったりしたこともあり、そのことも含めてよりみんなが生きやすい社会を作っていく一つの木津川市版のプランになりますのでご検討いただけたらと思います。

委員： プランの5ページに計画期間があり、5年を目途に見直しを行いますということなので全面的ではなく、時代や環境がその間変わるもので、追加したら良いのではないか、抜いた方が良いのではないかということを検討していくということですね。

議長： おそらく基本理念についてはこのままで、重点目標や具体的施策などが入れ替わったりするかもしれません。

事務局： 計画書の69ページに男女共同参画の推進に関する指標があります。現在の計画を策定してから5年を経過して、社会の流れや国や府の計画を勘案して、指標の項目の追加や削除などもご審議いただきたいと考えております。

議長： 色々なご意見をいただけたら嬉しいです。第2次木津川市男女共同参画後期計画については、来年度と再来年度はこのようなスケジュールで進むということで了解いただけたらと思います。

### (4) その他について

事務局より、パートナーシップ制度導入にかかる検討について説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり。

事務局： 例年、この審議会におきましてパートナーシップ宣誓制度に関する取組み等について、事務局からご説明させていただいていた経緯がございます。パートナーシップ宣誓制度の導入をされる自治体が全国的にも広まりつつある中で、LGBT理解増進法が昨年の6月に施行された状況に鑑みまして、令和6年度にパートナーシップ宣

誓制度を導入するということを本市の取組として位置づけさせていただくことになりました。性的マイノリティの方が日常的な生活において感じておられる生きづらさの解消や全ての人々が安心して暮らせるように、性の多様性に関する市民理解を深めるために導入しようという試みでございます。また様々な啓発の機会を通じて市民周知に努めてまいりたいと思います。この審議会におきまして皆様からご意見をいただきおりましたので、そういう取組を進めていくことになりましたことをご報告させていただきます。

議長： 今説明のあったパートナーシップともう一つありましたよね。

事務局： ファミリーシップと言いまして、パートナーとなられる方の一方、また双方にお子様がおられた場合、そのお子様も含めて日常的に支え合って生活していくということを宣誓された場合、その宣誓されたことを証明するものを市が発行するというものが宣誓制度というものになります。

議長： 世帯として扱うということですか。

事務局： 法的に婚姻関係にあるということを認めるものではなく、宣誓された方々は今後生活していく上での享受できるサービスにはまだまだ限りがありますが、宣誓するというのは当事者の方はカミングアウトをするということになりますので、何より市民理解が深まっていることが大切だと思っています。市としてはその啓発を重点的に引き続き取組んでいき、その中でLGBT、パートナーシップ、ファミリーシップを宣誓したいという方が来られたら、それを受け入れるような社会作りを目指していきたいと思っています。

議長： 大きな一步を踏み出したような印象ですね。今までになかったですが、今後のアンケートではその報告も入ってくるのでしょうか。それを目指すのであれば、アンケートで市民の方々がどのような考え方をお持ちなのかということも取入れていかないと、そういう人達が堂々と暮らす場所にはならないかと思います。

事務局： 男女共同参画後期計画は令和6年度から取り組んでいきますが、同時期に人権推進課の人権教育啓発推進計画というのがあります。それもまた着手する時期になっておりますので、そちらでは必ず性の多様性に関する市民意識をアンケートを通じて確認するという場を設けますので、そちらで確認していくのか、また男女共同参画でも取り入れるのかというところは、また協議していきたいと思っております。

議長： 同じ人権推進課なので、また情報をいただきながら考える材料にしていけたらと思います。

他に意見・質疑はございませんか。

ないようですので、これで議事を終わります。

	5. 閉会
その他 特記事項	特になし。